

公益財団法人ボーイスカウト千葉県連盟維持財団 海外派遣貸付金規程

(目 的)

第1条 公益財団法人ボーイスカウト千葉県連盟維持財団(以下「維持財団」という)は定款第4条(4)に基づき、日本ボーイスカウト千葉県連盟(以下「千葉県連盟」という)の加盟員の国際活動を支援する為に 海外派遣貸付金規程を定める。

(貸付の対象事業及び対象者)

第2条 この貸付金を受けることができる事業は千葉県連盟が実施する海外派遣事業又は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟(以下「日本連盟」という。)が実施し、千葉県連盟が推薦する海外派遣事業とする。

第3条 この貸付金を受けることができる者は、千葉県連盟のボーイスカウト、ベンチャースカウト、及びローバースカウトで国際活動を希望するが、経済的な理由で参加が困難なスカウトとする。

(貸付金の金額)

第4条 この規程による貸付金額は、一人30万円以内とし、貸付金には利息をつけない。

2 貸し付けの総額は、別途定める範囲とする。

(貸付金の申請手続)

第5条 貸付金の申請は、事業により千葉県連盟の派遣審査内定又は、日本連盟派遣審査内定後、所定の様式により千葉県連盟事務局経由で維持財団に提出するものとする。

様式:1 公益財団法人ボーイスカウト千葉県連盟維持財団・海外派遣貸付金申請書

(貸付金の審査及び決定)

第6条 貸付の審査は、スカウトの教育に係ることであるので、そのすべてを千葉県連盟に委任し、千葉県連盟の定める審査により決定したスカウトを維持財団に連絡するものとする。

(借用書の提出)

第7条 貸付金を受けることとなったスカウトは、所定の借用書を千葉県連盟事務局経由で維持財団に提出するものとする。

様式:2 公益財団法人ボーイスカウト千葉県連盟維持財団・海外派遣貸付金借用書

(報告)

第8条 貸付金を受けて派遣されたスカウトは、帰国後3か月以内に、所定の様式により、報告書を千葉県連盟経由で維持財団に提出するものとする。

様式:3 公益財団法人ボーイスカウト千葉県連盟維持財団・海外派遣報告書

(加盟登録不継続)

第9条 貸付を受けたスカウトが、日本ボーイスカウト千葉県連盟の加盟員でなくなった場合、貸付を受けた残額について、6か月以内に返済するものとする。但し返済計画については、別途相談の上取り決めるものとする。

(貸付金の返還)

第10条 貸付金は、交付された日より、5年以内に全額を返済するものとする。

2 返済は、申請時の返済計画に従うものとする。

3 貸付金は、いつでも繰上げ返済をすることができる。

(延 滞)

第11条 貸付を受けたスカウトが返済を6か月以上延滞した時は、延滞金年3%を徴することがある。

(附則)

この規程は、令和3年4月1日からこれを適用する。

申請手続に必要な書式は、千葉県連盟事務局に問い合わせください。